

標題

非常用曳航手順書について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0811  
発行日 2010年5月14日

各位

2008年5月のMSC84において、SOLAS条約の改正案が採択され、国際航海に従事するすべての船舶(貨物船は総トン数 500 トン以上のもの)について、「非常用曳航手順書」を備え付けることが規定されました。その取り扱いは、次のとおりとなりますので確認ください。(添付1)

### 1. 適用対象船舶

国際航海に従事するすべての船舶(貨物船は総トン数 500トン以上のもの)に適用する。

### 2. 非常用曳航手順書の内容について

- 2.1 改正されたSOLAS条約Reg.II-1/3-4.2.3に規定された項目(下記参照)が含まれたものでなければならない。
  - (1) 船首と船尾からの可能な非常時の曳航を示す図
  - (2) 非常時曳航に使用できる船上設備のインベントリ
  - (3) 通信手段及びその方法
  - (4) 非常時曳航オペレーションを実施する準備を円滑にするためのサンプル手順
- 2.2 日本船舶技術研究協会殿作成の様式による非常用曳航手順書については、上記 2.1 を満足している。
- 2.3 非常用曳航手順書は、適切に管理される場合、電子データとして保持されるものとしても差し支えない。
- 2.4 非常用曳航手順書について、主管庁等の承認は要求されていない。従って、非常用曳航手順書への承認判の押印は要求されない。

### 3. 非常用曳航手順書の備え付け場所について

- 3.1 指針では、最低 3 部の写しを次の(1)から(3)の場所に保持しておくべきである旨、規定されている。
  - (1) 船橋
  - (2) 船首楼
  - (3) 船舶の事務室又は貨物制御室
- 3.2 船首楼が備えられていない船舶にあつては、3.1(2)の「船首楼」を容易に出入りが可能な船首部の適当な場所と読み替える。

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

4. 確認検査について

以下の検査時に、本会検査員が前 2.1 の項目を含む非常用曳航手順書が船上に備え付けられ、かつ、その写しが前 3.の場所に備え付けられていることを確認する。

- (1) 2010 年 1 月 1 日以降に建造開始(起工)されるもの(新造船): 登録検査時
- (2) 2010 年 1 月 1 日前に建造開始(起工)されたもの(現存船)
  - (a) 旅客船: 2010 年 1 月 1 日より前の船級維持検査時(臨時検査を含む)
  - (b) 貨物船: 2012 年 1 月 1 日より前の船級維持検査時(臨時検査を含む)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

添付:

1. 付録 C5 非常用曳航手順書を準備する船舶所有者/オペレータのための指針

## 付録 C5 非常用曳航手順書を準備する船舶所有者/オペレータのための指針 (MSC.1/Circ.1255 ANNEX)

### 1 目的

この指針は、非常用曳航手順書の要件の適用となる船舶のために、船主/オペレータがその船舶特有の非常用曳航手順書を準備する支援を目的とする。手順は、ISM コード A 部第 8 項で要求される緊急事態への準備の一部として考えられるべきである。

### 2 注意点

2.1 船主、オペレータ及び乗組員は非常時には熟慮する時間は許されないことを考慮するべきである。このため、手順は事前に訓練されているべきである。

2.2 曳航手順は、非常時に船舶が曳航される準備を行う乗組員が直ちに使用できる状態で船内に備えてあるべきである。

2.3 乗組員は、設備の格納場所と接近方法について熟知していなければならない。格納の配置改善が認知されれば全て履行されるべきである。

2.4 非常時の状況に対処する乗組員は、ウィンチ、道具及びデッキの照明（視界不良、及び夜間環境用）に必要となる電力の供給について知っているべきである。

2.5 全ての船舶が同程度の船内設備を搭載しているわけではないため、可能な曳航手順には限界があることは認識されている。しかしながら、意図としては、何が達成できるか前もって判定し、その情報を船舶の乗組員が直ちに使用できる形態（小冊子、図面、ポスター等）で提供することである。

### 3 船舶の評価

3.1 船主/オペレータは、船舶が検査され、緊急時に曳航される能力が評価されることを確保するべきである。船内設備及び利用可能な手順の両者とも調査されるべきである。以下の事項は、検査されるべきである。

3.2 船首及び船尾から曳航される能力は評価され、以下の事項は調査されるべきである。

1 索の取り扱い手順（送受用の補助索、曳航索、添え索）

2 連結部等（フェアリード、ショック、ウィンチ、ビット、ボラード）の配置、構造上の適切さ及び安全使用荷重

3.3 船内搭載されている曳航機装を組み立てる道具及び設備、並びにその場所は明らかにされるべきである。それらには、少なくともチェーン、ケーブル、シャックル、ストッパー、道具及び索発射機を含めるべきである。

3.4 甲板乗組員、船橋及び曳航/海難救助船の間の連絡を可能とするための通信装置の利用可能性及び特徴は、明らかにされるべきである。

3.5 安全使用荷重が明らかになっていない連結部については、船舶への搭載状態を考慮した工学的分析によって決定されるべきである。C 編 27.1 及び 27.2 を指針として用いてもよい。

3.6 評価は、曳航設備及び操作に精通した者によって実施されるべきである。

### 4 非常用曳航手順書

4.1 非常用曳航手順書は、船舶固有のもので、明快、正確、かつ直ちに使用できる形態（小冊子、図面、ポスター等）であるべきである。

4.2 船舶固有のデータは少なくとも以下のものが含まれるべきである。

1 船名

2 船舶符号

3 IMO 番号

- .4 錨の詳細 (シャックル, 連結の詳細, 重量, 型等)
- .5 ケーブルと鎖の詳細 (長さ, 連結の詳細, 耐久力等)
- .6 係船甲板上の基点の高さ
- .7 喫水の範囲
- .8 排水量の範囲

4.3 5に従って作成される全ての手順は, 緊急時においてスムーズで迅速な適用の助けとなるような明確で容易に理解できる形式で表現されているべきである。

4.4 包括的な図解や見取り図は少なくとも以下の事項を含み, また利用可能であるべきである。

- .1 結合及び艀装の図解
- .2 曳航設備及び強固点の場所
- .3 設備及び強固点の耐力及び安全使用荷重

4.5 曳航会社への可能な限り早い情報の伝達を促進するために, 船主/オペレータの手元には写しを保持しておくべきである。関係者へより早い配布を行える共通する電子ファイル形式の写しも保持しておくべきである。

4.6 最低3部の写しを船内の以下の場所に保持しておくべきである。

- .1 船橋
- .2 船首楼
- .3 船舶の事務室又は貨物制御室

## 5 手順の作成

5.1 船舶固有の手順は, 船舶の評価の際に明確化し, 非常用曳航手順書に入れるべきである。手順は少なくとも以下のものを含むべきである。

- .1 天候状態 (穏やか, 激しい), 船内電力 (推進, 甲板電力), 切迫した座礁の危険等, 様々な緊急時シナリオがまとまった, 直ちに参照できる決定マトリックス
- .2 甲板員の編成 (人員配置, 無線を含む設備配置, 安全設備等)
- .3 任務の編成 (実施されなければならないこと, それがどうやって実施されるか, 各任務に何が必要か等)
- .4 可能な船首及び船尾からの非常時曳航アレンジメントを示す, 添え索, 曳航索等の構成及び艀装のための図解。装備した索は, 尖った角, 縁, その他圧力が集中する箇所を避けて通すべきである。
- .5 重たい曳航索の引き寄せのために特に考慮に入れるべき電力不足やデットシップの状況
- .6 サルベージ曳航船に連絡する際の交信計画。この計画は船長がサルベージ/曳航船と交信するのに必要な全ての情報を一覧にするべきである。この一覧表は少なくとも, 以下のものを含むべきである。
  - .1 損傷又は耐航性
  - .2 舵の状態
  - .3 推進
  - .4 船内電力
  - .5 船内曳航設備
  - .6 存在する緊急離脱システム
  - .7 船首及び船尾の曳航箇所の位置
  - .8 設備, 連結点, 強力点及び安全使用荷重
  - .9 曳航設備の寸法及び能力
  - .10 船舶の特徴
- .7 曳航添え索の艀装, 曳航索の固縛に使用する可能性に備え, 船内に存在する設備, 道具, アレンジメントの評価
- .8 船舶の曳航性を大きく向上させるあらゆる道具又は設備の明示
- .9 非常時曳航の際に使用可能な船内の設備の一覧及び場所
- .10 その他の準備 (舵及びプロペラ軸の固定, バラスト及びトリム等)
- .11 その他の関連情報 (海象及び曳航速度の限界等)